

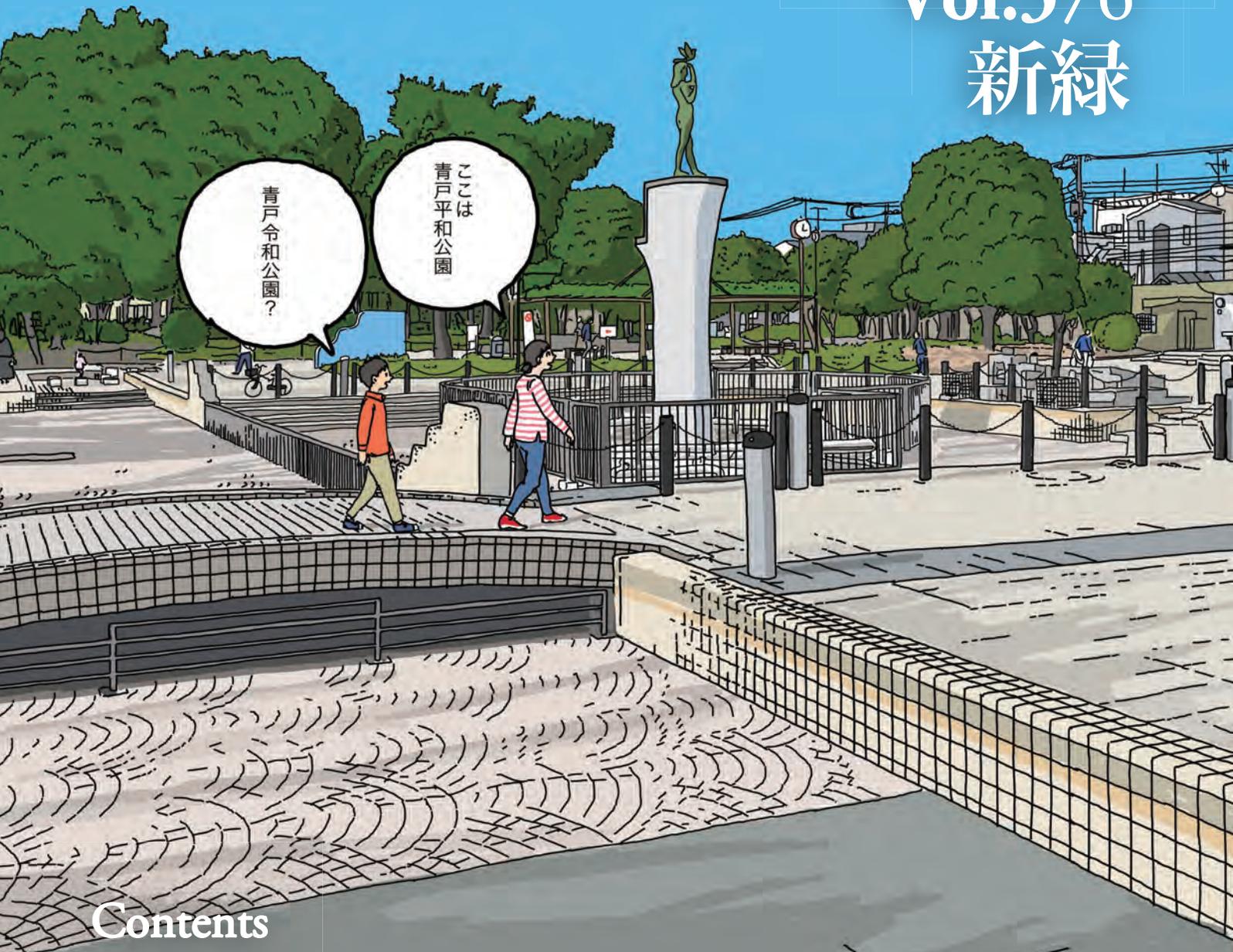
法人会だより

# かつしかの窓

令和元年

Vol.376

新緑



## Contents

平成31年度 税制改正大綱 .....	2~3
葛飾企業人 .....	4~5
法人会活動レポート .....	6
税制講演会報告 .....	7
私の無知と罪 .....	8
葛飾税務署からのお知らせ .....	9
葛飾都税事務所からのお知らせ .....	10

葛飾区役所・税務課からのお知らせ.....	11
平成30年度の新入会員のご紹介 .....	12
平成30年度会員増強成果について.....	13
説明会のご案内/ 女性部会からのご願い/編集後記 .....	14
会員登録事項変更届.....	15

## 平成31年度 税制改正大綱

# 中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長！

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。  
 〈増減試験研究費割合8%超〉  
 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$   
 〈増減試験研究費割合8%以下〉  
 $9.9\% - 1(8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

### ■中堅・中小企業向け特例

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延

長されます。

・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。

・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。

・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。

・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。

・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特例

償却が認められます。

・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

### ■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%（改正前は事業税9%）に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

## 所得税・住民税関係

### ■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、

11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間にNISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受

けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

## 相続税・贈与税関係

### 個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

### 事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等につい

ては適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

### 教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

### 結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。本制度は2年間延長されることになりました。

### 事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

## 消費税関係

### 輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

### 金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなり。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入れ税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

## その他

### 消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。  
・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

### 民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されません。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡郎

TEL 03-153363159508

03-15336315449

HP FAXTEL http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

第12回

葛飾  
企業人

KATSUSHIKA  
BUSINESS PERSON



## 創業1947年 熟練の職人と共に

有限会社 辻製作所

代表取締役社長  
辻 敏行

立石の町工場から全国へ硝子筒を届ける。  
製品づくりを支えるのは経験50年以上の硝子筒職人たち

**Q** 御社はどのような製品を作られているのでしょうか。

**A** 当社は硝子製の注射筒を製造しています。以前は医療用に使われていました。中高年の方であれば注射器は硝子製だったのを覚えておられると思います。現在、注射器は使い捨てが多いため当社の製品は主に工業用7割、医療用3割となっています。工業用とは薬品や化粧品を小分けするのに使う分注器の部品です。硝子製の一番の特徴は薬品に強く、酸（塩酸、硫酸など）やアルカリ性の薬品でも使用できることです。サイズは30ミリリットルから最大で1リットルまで製造が可能です。

**Q** 製品はどのようにして作られているのでしょうか。

**A** 事務所の隣にある工場です。ほとんどの作業を行っています。まず原料の長いガラス筒を切断します。外注で切断面のバリを取ってもらい、当社で正円に加工します。その後、口の部分をガス加工して外注で目盛りをいれてもらい、また当社で内筒と外筒のすり合わせを職人が調整します。特にこのすり合わせが難しく、ゆる過ぎずきつ過ぎず、ちょうどよいところを職

人が一つ一つ手作業で作り上げていきます。天気や気温によつて微妙に手加減を変える必要があります。どの作業も熟練の技が必要なため職人はみな50年以上の経験があります。

**Q** 御社はどのような経緯で創業されたのでしょうか。

**A** 創業者の父は戦時中、陸軍で注射器製造を行っていました。終戦の時に独立してこの立石で創業したのです。以前は注射も硝子製ばかりでしたのでかなりの数の注文があり、同業者もたくさんいました。注射筒がプラスチック製になったからは発注も減り、同業者も減り続け、現在全国でも3、4件しかありません。ただ入れる物によっては硝子製でないといけない物もあるため硝子筒の需要がなくなることはありません。

**Q** 現在お悩みのことがあれば教えてください。

**A** 当社の注射筒職人はみな50年以上の経験があるという話をしました。それだけ経験が必要なこともあり、次に続く後継者不足

に悩んでいます。また作業によつては外注にお願いするのですが、外注も高齢化が進み、この先どうなるのか不安があります。

**Q** 最後に葛飾法人会会員へ一言お願いいたします。

**A** 法人会にはさまざまな職種 of 企業が参加しています。法人会の最大の特徴は普通に仕事をしていては知り合えない企業の方と仕事でないイベントや会合で知り合えるということです。いろいろな方と知り合えるよう会合やイベントなど積極的に参加してみたいかがでしょうか。



有限会社 辻製作所  
<http://www.paw.hi-ho.ne.jp/tuji/>

東京都葛飾区東立石4丁目34番4号  
 TEL:03-3694-0556 FAX:03-3692-2863



## 法人会活動レポート

厚生委員会

2月18日

### 第2回健康セミナー



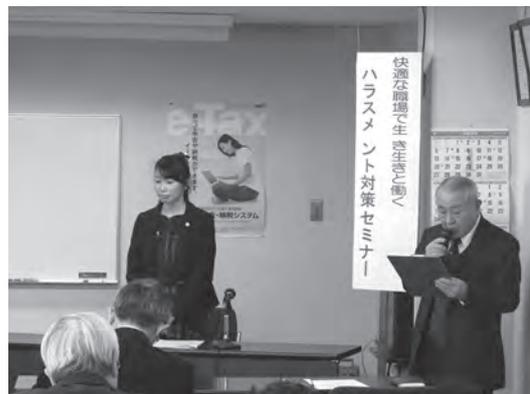
#### 『100歳をめざした食事プラン』

医学博士 井上正子先生をお迎えして100歳をめざした食事プランと題して講演が行われました。健康意識の高い皆様、真剣に講義を受けていました。

事業研修委員会

1月22日

### 経営者のためのセミナー



弁護士の佐藤みのり先生を迎えて、快適な環境で生き生きと働く『ハラスメント対策セミナー』が開講されました。皆さん真剣に受講されていました。

社会貢献委員会

3月9日

### 第3回献血活動



アリオ龜有で青年部会、女性部会の応援を受けて献血活動を行いました。日本赤十字社の献血事業のお手伝いで、毎年実施しています。

事業研修委員会

2月22日

### 情報端末活用講座



ゲーム感覚で学ぶ『利益管理と資金管理』ゲーム感覚で会社がつぶれない様に、利益管理と資金繰りを行う初めての講座が2/22に行われました。二人一組になり、皆さん真剣に会社経営をしていました。

女性部会

3月12日

### 東法連女性部全体連絡協議会



京王プラザホテルにて、第1部は芥川麻美子氏を講師に『復興は道から始まる』の講演、第2部は交流会が行われ楽しく有意義な時間を過ごすことが出来ました。

広報委員会

3月26日

### 年度末懇親会



4月号の編集会議の後に、年度末懇親会を行いました。残念ながら宮下副会長ご欠席でしたが和気あいあいと、楽しいひと時を過ごしました。

三月十五日

葛飾法人会税制委員会主催 税制講演会

「改正消費税法のファイナルチェック」

於 法人会館三階

講師：大原大学院大学教授 熊王征秀（大原大学教授）

司会 大貫委員

本講演会は平成三十一年三月十五日、昨年行われた同講師による「軽減税率と日本型インボイス制度」と題したセミナーの大好評を得て第二弾として企画されたものである。

もう準備しないと間に合わない

大貫委員の司会一声より、江川委員長、山本担当副会長の挨拶を経て講演が始まった。

冒頭、講師は国会の議決を経た法案施行が二回も延期されたことにふれ、今年十月一日の10%への消費増税、それに伴う2%の軽減税率実行は九分九厘間違いないところ、今さら延期などということは多大な混乱を招くのみであり、事業者はしっかり準備をすらしからず、できれば今夏までには仕上げたいものと念願した。

軽減税率の適用対象品目は、飲食料品と週二回以上発行する定期購読型の新聞であるが、飲食料品を扱う卸、小売業は相当の混乱がありうる。まず、∞%税率の適用範囲について考えられる混乱を税理士としての経験を踏まえて豊富な事例を示して注意を促し、税率による誤収は後日多大な損害を生じかねないとした。

当初はできる範囲で無理をせず

本年十月よりは複数税率となるため、全課税業者に仕入額控除の適用を受けるに当たっては区分経理に対応した帳簿と区分記載請求書の保存が義務付けられる。

ただし売上品目が標準税率のみの事業者などは平成三十五年十月より導入される適格請求書保存方式（インボイス制度、事業者登録は三十三年十月一日から三十五年三月三十一日まで）になるまで、現行の領収書や請求書を使用するなり、手書きでもOKで、柔軟な対応が可能である。まずは肩ならしをということであるが、できればインボイス制度への早めの準備はしておきたいところであろう。この四年の猶予期間中の中小企業、簡易課税事業者などへの特例、また増税に伴う値決めの問題など様々なテーマについて足早に説明があり、会場は最後まで受講者の熱気に包まれた。



従業員の退職金準備は

**特退共**

優秀な人材の確保・定着化に

**東法連特定退職金共済制度**

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
 ○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。  
 ○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。  
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・お問い合わせは

**TKK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



# 私の無知と罪

事務局

熊川浩司

ソクラテスは「無知の知」と言ったそうですが、私は「無知は罪である」とつくづく感じます。その言葉の意味は各自の判断にお任せして、私は二年前に他界した母から、社会人になってからも事あるごとに「何か資格の一つでも取りなさい」と言われ続けてきました。元来怠け者の私は勉強が大嫌いで「努力」という言葉そのものも嫌い(笑)。努力なんてしないで済むならしない方が良く、ハッキリ言えば「努力」は格好いものではないと思いつけてまいりました。

## 「無知」は罪なりと知る

そんな中、前職で、とある出来事から法律を学ばなければ、と思うようになりました。いわば「無知」であると感じて、このままではいけないと思いついたわけです。

しかし、いきなりガチの法律はキツいなあと思いついて、また飽きっぽい性格でもあり、まずは経費節減、独学でFP(ファイナンシャル・プランナー)の勉強を始めました。「努力」が嫌い、効率と生

産性向上を第一とし、すんなりとFP資格を取ることができました。

その中で簡単な法律入門にふれた私は、次に宅建の資格に挑戦。実は以前に大手不動産会社に勤務していたのですが、鬼の様にキツイ職場で数字がすべての営業だったので、宅建士の資格など事務が持つていけばよいと自分に言い聞かせて受験を拒んでいたのです。一念発起、独学で確か43点で合格できました。

## 少しは母の思いに込められるかな

ここで民法の面白さを知って次に挑戦したのが行政書士でした。これも独学で挑戦、が、本試験で見事に撃沈。厳しい現実を目の前に叩きつけられ、今度は働きながら専門学校に通うこととしました。仕事後の毎夜、土日と頑張りました。

職場で飲んだ後も、ビールの匂いを漂わせて休まずに通学。酔いながらも、訳のわかるようなわからぬような行政事件訴訟法、何が言いたいのか結論が見えない憲法の最高裁判例、日本語とは思

えない会社法等々、もはや拷問でした。しかし今、勉強も運動も特に努力らしいものをしてこなかった私が正直人生で一番頑張った時期だったなと思えます。その後も、管理業務主任者やその他の法律系の資格を「勢い」で取得できました。今後、「知は空虚なり」にならぬよう、この知識を活かして、未然の問題解決など、皆様のお役に立つようになったなら、他界した母の思いに少しは込められるかなと思うこの頃です。



# 葛飾税務署からのお知らせ

消費税  
の

2019年10月1日

# 軽減税率制度

が実施されます！

事業者の皆様

## 準備はお済みですか？

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

軽減税率  
対策補助金  
があります

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」  
のホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/>



軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については  
「軽減税率対策補助金事務局」  
のホームページをご覧ください

<http://kzt-hojo.jp/>



# 葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

## 葛飾都税事務所

所長 有賀 照雄氏

### ● 着任のご挨拶 ●



このたび四月一日付で葛飾都税事務所長に就任しました有賀でございます。前

任の高本同様、御指導と御鞭撻のほど、宜しくお願いいたします。

日頃より、片岡会長をはじめ公益社団法人葛飾法人会の皆様には、都政並びに都の税務行政の円滑な運営に多大な御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴法人会が、区内の様々な業種の経営者の皆様の団体として、税務知識の普及、納税意識の高揚、社会貢献事業の実施に活発に取り組まれておられますことに深く敬意を表します。

さて東京都では、一般会計で七兆四六一〇億円規模の平成三十一年度予算が、先日、都議会でも可決成立しました。この予算の執行を通じ、いよいよ来年と迫りました東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、着実に開催

準備を進めるとともに、子供を安心して産み育てられる環境の整備、世界に開かれた国際・金融都市の実現、災害対応力の強化など都の抱える重点課題に対する取組を進めております。

私も都の税務機関といたしましては、こうした施策を実現するための財源となる都税収入を確保するとともに、税制で都の施策を支え、その使命を全うして参りたいと考えております。

そして葛飾都税事務所では、職員が一丸となって、都民の皆様の御理解を得ながら、適正かつ公平で効率的な税務行政の推進に全力を注いでまいります。

今後とも、葛飾法人会の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、葛飾法人会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

—都税についてのお知らせ—

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋算付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設備届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	電子納税 本税 延滞金 加算金	

### ●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】

平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

### ●利用手続についてのお問い合わせ●

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】

0570-081459(左記電話につながらない場合:03-5500-7010)

平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

# 葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

## 特別徴収義務者のみなさまへ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(会社等で社員の方の特別区民税・都民税を徴収して納入されている給与支払者の方)

## 特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書をご確認ください

平成31年度特別区民税・都民税の特別徴収税額決定・変更通知書を、5月13日(月)に送付します。特別徴収税額決定変更通知書の「特別徴収義務者用(会社用)」及び「納税義務者用(社員個人用)」のご確認をお願いします。

### ◆◆◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届書等の提出について◆◆◆

給与所得等に係る「特別区民税・都民税」特別徴収のしおりを同封しますので、次のような変更等が生じましたら変更届書の提出をお願いします。

- 年の途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税を徴収することができなくなった場合  
『給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』の提出をお願いします。
- 会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合  
『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』の提出をお願いします。
- 普通徴収(個人で納付する方法)から特別徴収に切り替える場合  
『特別区民税・都民税 特別徴収への切替申請書』の提出をお願いします。

## 普通徴収の納税義務者のみなさまへ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(個人でお支払する方)

## 税額決定納税通知書をご確認ください

平成31年度特別区民税・都民税の税額決定納税通知書を6月10日(月)に送付します。税額決定納税通知書の内容をご確認のうえ、納期内の納付にご協力をお願いします。

●各期の納期限は次のとおりです。

- ・第1期:7月1日(月)
- ・第2期:9月2日(月)
- ・第3期:10月31日(木)
- ・第4期:平成32年1月31日(金)

## 特別区民税・都民税のお支払いについて

<問い合わせ先> 収納管理係 直通 03(5654)8201

### ○特別徴収義務者のみなさまへ

納入書によりお支払いください。口座振替やクレジットカード払いは利用できません。

※取引金融機関経由の引き落としについては、金融機関へご相談ください。

### ○普通徴収(個人でお支払する方)の納税義務者のみなさまへ

以下の方法によりお支払いいただくことができます。

- ・口座振替
- ・コンビニエンスストア(ただし、納付額30万円以下)
- ・ペイジーマークのついた金融機関のATM(現金自動預け払い機)
- ・インターネットバンキング・モバイルバンキング
- ・「Yahoo! 公金支払い」を利用してクレジットカードで支払いができます。(ただし、納付額30万円以下)

## 平成30年度の新入会員のご紹介

支部	法人名	氏名	住所	業種	電話番号
高砂	関東山砂興業(株)	高尾	葛飾区高砂3-13-10		3650-9961
細田	(株)アンビシャス	村威	葛飾区細田1-8-1	生命保険・損害保険代理店	3671-1001
細田	(株)ファインテック	高橋	葛飾区細田5-19-10		5876-7581
細田		李安	江戸川区西小岩3-21-24-602		090-5404-9609
細田		島明	江戸川区南篠崎町1-12-26		080-3698-327
細田		佐藤真	江戸川区南小岩7-17-17メゾンドシュクレ302号		090-8811-1380
細田		谷本明	港区西麻布4-11-7-101号		6337-7668
細田		内山寛	三郷市鷹野1-59-2-202		080-5682-5592
細田		岡島重	千葉市美浜区高浜3-5-29-301		090-1605-3481
細田		田仲浩	船橋市西浦2-8-6		047-495-3790
細田		浦田理	中央区銀座2-14-1森山ビル4階		5565-1315
細田		粟生ひとみ	中央区明石町6-13-401		090-8656-2156
金町		星野清	葛飾区金町2-5-11		3608-3268
金町	(株)フジホーム	飯部	葛飾区金町5-24-12イースタイル金町1F	不動産業・建設業	5918-9092
金町	(有)はっとり建築	服部訓	葛飾区西水元3-26-16	塗装・防水業	3826-5822
金町		竹原ゆき江	葛飾区西水元5-16-20-205		080-3464-2276
新宿南	(株)ツバサ・翼学院	芦澤唯志	葛飾区高砂8-28-12	教育,福祉,出版	5699-5283
新宿南		半田康	葛飾区高砂8-36-2		3608-3321
新宿南		角学	葛飾区堀切4-11-2第一フジマンション205号室		5875-6124
東金町	(株)服部不動産	漆間善美	葛飾区東金町1-43-9	不動産業	3609-3251
東金町		眞野秀雄	葛飾区東金町2-17-13		3600-8436
東金町	高橋興業(株)	高橋一夫	葛飾区東金町3-38-3		3607-342
東金町		関戸正弘	葛飾区東金町4-4-2		3607-1563
白鳥		貝塚浩二	葛飾区お花茶屋2-5-16		3601-7051
白鳥		高木信明	葛飾区白鳥2-16-11		090-9368-2514
白鳥		福富男	葛飾区白鳥4-7-5-301号ライオンガールお花茶屋		3602-2620
亀有	(有)シンコー	小笠原宗興	葛飾区西亀有4-6-15	自動車内装用品,製造販売	5616-9528
亀有	(株)GAIA	井手鉄男	葛飾区西亀有4-8-18-202		5680-2288
亀有南		山岸和子	葛飾区亀有2-33-20		3604-7711
亀有南	(株)鳥孝	須田祐司	葛飾区亀有3-20-14		3601-4656
亀有南		坂本史昭	大田区大森北6-23-22ユキガヤビル401		3761-4243
四つ木五	(株)臥猫庵	堀川哲朗	葛飾区四つ木5-20-18-505	経営コンサルティング他	4405-4855
青戸東		橋本幸恵	葛飾区青戸5-14-2-202仙ノ倉ハイツ		080-6039-6630
青戸東		関根智義	葛飾区青戸6-4-13東京新聞毎日新聞 青戸専売店		3602-7533
青戸東	(株)絆サービス	小泉広	葛飾区青戸7-24-10	サービス業	3838-8836
堀切	(株)松栄シルクレーディング	松井達人	葛飾区堀切3-29-17		3693-9702
堀切	(同)フルフィット	梁川嘉模	葛飾区堀切6-2-9		3838-5365
堀切	(株)正栄工務店	幸治正	葛飾区堀切7-27-15		3690-6111
堀切南		木南勇	葛飾区堀切4-51-10		3838-864
堀切南	(株)アヴァンセ	永原大輔	葛飾区堀切4-53-10		6662-7897
宝町		浪川良紀	葛飾区金町5-21-20		3608-4759
上千葉	(株)宮本	宮本保	葛飾区西亀有2-2-5		3601-3295
上千葉		長崎設子	葛飾区西亀有2-19-11		3601-2084
上千葉	(株)サリール	佐藤雄大	葛飾区西亀有2-48-14		5969-8822
上千葉	日本ドリームコンテンツ(株)	藤山容子	葛飾区堀切7-30-4-101		6721-1133
小菅		大庫憲雄	葛飾区小菅2-23-16		3604-9453
小菅	(株)鈴音	鈴木敦則	葛飾区小菅3-7-4		3601-6716
小菅		伊吹久美子	葛飾区小菅3-9-14-5棟		3604-4893
小菅	(株)国土地所	隈祐二	千代田区神田小川町3-2-14コースクエア御茶ノ水7階	不動産業	3295-0200
お花茶屋		矢沢勝	葛飾区お花茶屋1-13-11		3601-5911
お花茶屋		藤江良	葛飾区お花茶屋2-15-5金井ビル1F		6231-2522
お花茶屋	(株)リアンズマップ	堤靖張	葛飾区亀有3-20-2-602	デザイン,飲食業,配線ケーブル工事	6240-7160
立石西	(株)ピースリー	櫛橋大輔	葛飾区立石3-15-8ルナリアIX101		6657-6576
立石西	(有)ラ・メール	小澤敏行	葛飾区立石3-22-8	不動産管理業	3697-1522
青戸立石		武田清子	葛飾区青戸3-33-6		3604-3739
青戸立石	(株)クリオメディカル	鈴木宏昌	葛飾区青戸3-39-10-102	整骨・鍼灸・マッサージ	3602-2777
東四つ木	(株)東京ネットワーク	石原祐治	葛飾区東四つ木4-3-8	広告デザイン・イベント企画	3693-3377
東四つ木	(有)湊精巧	重司国廣	葛飾区東四つ木4-5-3		3691-4304
東四つ木	(有)オーケイホームズ	太田弘一郎	葛飾区東四つ木4-34-24	設計事務所・建設業	0124-055-417
西新小岩	(有)ミコンフィンランドレーディング	宮脇路子	葛飾区西新小岩5-15-7-411		5670-7500
新小岩	(株)エフスタイル	加藤啓	葛飾区新小岩1-41-82F		3674-1111
新小岩		池田正則	葛飾区新小岩1-43-7		3655-158
新小岩	(株)OGI	木秀人	葛飾区新小岩2-7-6恭和五番館2F		6231-5826
新小岩	昂(株)	松尾芳憲	葛飾区西新小岩4-3-2		5875-7172
奥戸	(株)西村	西村泰信	葛飾区奥戸3-24-24-1F	建設業(リフォーム)	5875-7210
東新小岩	プロシヨップアルファ(株)	会田逸郎	葛飾区奥戸4-23-18		5671-1639
東新小岩	(株)トータルインテリア・トップス	矢尾茂幸	葛飾区東新小岩2-22-1	内装工事	5671-3771
東新小岩	(株)AITO	鄭新財	葛飾区東新小岩3-8-5-1401	建築内装	070-5566-7291
水元東	(株)東京供養舎	油谷隼勝	葛飾区東金町4-37-1	葬祭業	3608-4444
南水元	(株)ガイア	田畑茂徳	葛飾区水元2-8-20		5875-5851
南水元	(株)島田土建	島田博史	葛飾区東水元2-11-6	建設業	6231-3161
南水元	(有)富士自動車	菅原巳	葛飾区東水元1-11-3		3600-3602
南水元	(株)フューネットコーポレーション	宮地正仁	葛飾区南水元2-20-8セレモニーセンター水元	葬祭業	3608-0090
南水元	(株)入澤ソイル	入澤信吾	葛飾区南水元2-24-6		6327-852
西水元	(一社)地域生活支援協会あさひ	榎本光一	葛飾区西水元3-36-1	社会福祉事業	080-3460-6297
西水元		濱地恭平	台東区上野2-13-10		3832-1817

※ 上記の皆さまの他、10件の会員を新たに迎えました。

平成30年度会員増強成果について

# 細田支部・東新小岩支部が健闘!

平成30年度会員増強目標社数120社に対し、増強数86社でした。優秀支部には第7回定時総会後の会員増強表彰式にて感謝状が贈呈されます。

## 東法連会員増強功労者表彰受賞者の方々



細田支部  
青木 幹事



東新小岩支部  
大貫 支部長



お花茶屋支部  
細谷 相談役

## 会員増強運動の成果発表

### ◆ 増加率 ベスト10 ◆

(会員増強数後 ÷ 会員増強数前)

1位	南水元支部	106.90%
2位	細田支部	104.24%
3位	お花茶屋支部	103.57%
4位	東金町支部	103.16%
5位	東新小岩支部	102.74%
6位	青戸立石支部	102.34%
7位	宝町支部	102.27%
8位	新小岩支部	102.10%
9位	金町支部	101.89%
10位	西水元支部	101.64%

### ◆ 達成率 ベスト10 ◆

(会員増強数後 ÷ 会員増強数前)

1位	細田支部	600.00%
2位	お花茶屋支部	200.00%
2位	東新小岩支部	200.00%
4位	立石西支部	150.00%
5位	亀有南支部	133.33%
5位	上千葉支部	133.33%
5位	小菅支部	133.33%
8位	東金町支部	125.00%
9位	金町支部	100.00%
9位	青戸立石支部	100.00%
9位	新小岩支部	100.00%
9位	南水元支部	100.00%

### ◆ 加入数 ベスト10 ◆

(会員加入件数)

1位	細田支部	12件
2位	東新小岩支部	6件
3位	東金町支部	5件
3位	南水元支部	5件
5位	お花茶屋支部	4件
5位	亀有南支部	4件
5位	上千葉支部	4件
5位	小菅支部	4件
5位	新小岩支部	4件
10位	立石南支部	3件

### ◆ 総合優秀賞 ◆

(3賞 ※の合計30点満点方式)

1位	細田支部	29点
2位	東新小岩支部	24点
3位	お花茶屋支部	23点
4位	南水元支部	20点
5位	東金町支部	18点
6位	亀有南支部	12点
6位	上千葉支部	12点
6位	小菅支部	12点
9位	新小岩支部	11点
10位	立石西支部	8点

### ◆ 加入率表彰 ◆

(3位以上)

1位	四つ木五支部	70.6%
2位	細田支部	60.7%
3位	お花茶屋支部	56.0%

※3賞…増加率・達成率・加入数

## ■ 表紙のイラストについて ■



いよいよ5月1日から元号が「令和」に変わります。31年続いた「平成」が終わり、新緑の季節とともに新しい元号の始まりです。表紙の姉弟は青戸平和公園に遊びに来たようです。

区のHPには「昭和63年に非核平和を願う祈念塔が当公園に建立されました。これを機に、以前の公園名「青戸公園」から「青戸平和公園」に改名されました。」とあります。

「平和」と「令和」音が似ていますが、「令和」のもと「平和」な時代が続くことを姉弟も願っているのでしょう。

イラスト：かつしかけいた

## 編 集 後 記

### ～ 新鮮な空気の中で ～

新緑の季節を迎えました。木々たちの活動が目にしみる今日この頃です。

4月に新しく船出した学生、社会人、それぞれ新天地での気持ちも落ち着いた頃でしょうか。季節は自然の営みを、如実に私達に体感させてくれます。

毎日の何気ない生活の積み重ねが、将来の自分達の礎となると思うと、一分一秒の重さを痛感する日々です。

当法人会では、多くの事業がカレンダーを埋めております。各会員さんにお知らせすることも広報の役目です。

6月には役員改選期の定時総会、8月には政治経済講演会でユニークなお話が聞けると思っています。

「令和」を迎え、広報委員会も新鮮な空気の中での旅立ちです。

(広報委員長 細谷政男)

## 女性部会からのお願い

いつも女性部会の事業にご理解ご協力を頂きありがとうございます。前回ご協力頂いた品々は社会福祉法人手をつなぐ福祉会にお持ちし大変喜ばれました。

6月の慰問に向け会員の皆さまの会社、ご家庭で未使用のタオル、石鹸などご寄附頂ける品がございましたら、ご協力の程よろしくお願ひします。

受付期間：令和元年5月7日～5月末日  
(土日・祭日を除く)

受付場所：葛飾法人会 事務局  
(葛飾区立石7-29-2)

受付時間：9:00～16:30

連絡先：事務局 03-3693-3744  
堀切部会長 03-3693-1821  
〔有ホリックス〕

## ◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
5月9日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
6月4日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館
7月4日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
8月2日(金)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
7月24日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓  
Vol.376

平成31年4月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会  
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906  
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: [info@katsuhou.net](mailto:info@katsuhou.net)

発行人 片岡嘉治 編集人 細谷政男

## 葛飾法人会 会員の皆さまへ

### 会員登録事項変更届

令和 年 月 日

公益社団法人葛飾法人会  
事務局 宛

法人名

代表者名

⑩

下記の通り変更をお届けします。

登録事項	変更前	変更後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地	〒	〒
送付先住所	〒	〒
電話番号		
FAX番号		
資本金		

※ お届けいただいている登録事項に変更がございましたら、お手数でも速やかにご記入の上 FAX または郵便にて当会事務局宛に送付ください。  
郵送の際は下記の宛先を切り取り封筒に貼って宛名にお使いください。

キリトリ 124-0012 葛飾区立石7-29-2 公益社団法人 葛飾法人会 事務局 行 キリトリ	備考 支部名 _____ 会員 NO. _____
--	---------------------------------

※ 当局の通達により、定期的下記事項につき会員の皆様に確認を取るよう求められております。ご理解の上、各事項をご確認の上署名・捺印お願い致します。

(反社会的勢力の排除)  
私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者のいずれでもないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。  
いずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく当会は契約を解除することができ契約解除に伴い損害が発生する場合でも本会は賠償を要しないことを確認します。

返信先事務局 FAX 3693-3906

個人情報保護法 15 条 1 項・2 項 (利用目的の特定) 及び 16 条 1 項 (利用目的の制限) の法令に準拠し、適正に管理保管いたします。

# 第7回定時総会

日時： 令和元年6月11日(火) 午後3時

場所： 葛飾法人会館 3階大会議室

会費： 5,000円（情報交換会参加者）

詳細は、別途正会員の皆様に**議案書と共にご案内**いたしますのでご覧ください。

また、往復ハガキにて出席並びに委任状の依頼をいたします。**必ずご返信の程**お願いいたします。

（5月17日頃発送予定です）

裏面に会員登録事項変更届書がございます。代表者等に変更がある場合、ご記入の上、FAXにてお送り下さい。



## 第22回政治経済講演会

# 「未来に向かって走る」

日時 令和元年 **8月22日** (木)

会場 **かめありリリオホール**

開演時間 **午後6時** (開場 午後5時30分)

講師 **猫ひろし氏**



### 申し込み方法

※詳細は同封の（または一緒に配布されました）チラシをご覧ください。

◆一般の方も参加できます。ただし、葛飾区在住・在勤者に限らせていただきます。

### お問い合わせ先

葛飾法人会事務局

TEL 3693-3744

FAX 3693-3906